

令和8年度障害福祉サービス事業者集団指導

指導監査等における指摘事項等について

監査指導課

令和 7 年度指導監査について

(1) 指導監査等を行った障害福祉サービス

**居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、
短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型、共同生活援助、地域移行支援、
地域定着支援、計画相談支援、施設入所支援**

(2) 指導監査等を行った期間

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月

運営指導において指摘が多かった事項 (令和7年度)

情報公表未報告

居宅 重訪 就B

- 「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて、**毎年1回、運営する事業所の情報を京都市に報告する必要がある**ところ、適切に報告がされていなかった（または、報告から公表に至る手続きが最後まで完了していなかった）。

経営情報の報告について

- * 令和7年8月29日から、「障害福祉サービス等情報公表システム」において、これまでの事業所情報に加えて、経営情報についての記載も義務付けられています。
- * 京都市情報館に情報公表制度についてのページがあります。改めて御確認ください。

The screenshot shows the Kyoto City Official Website with the following elements:

- Header:** Kyoto City Official Website logo, navigation links for 'Access to City Offices' and 'Organization List', a Google search bar, and an internal site search button.
- Menu:** A horizontal menu with links for 'Top Page', 'Living Information', 'Tourism, Culture, Industry', 'Childcare, Education', 'Health, Welfare', 'Community', and 'City Information'. The 'Health, Welfare' link is highlighted.
- Breadcrumbs:** A path showing the current location: 'Top Page' > 'Health, Welfare' > 'Disability Welfare' > 'Information Disclosure System for Disability Welfare Services'.
- Page Title:** 'Information Disclosure System for Disability Welfare Services'.
- Page Number:** 'Page Number 324802'.
- Date:** '2026年5月22日'.
- Content:** A paragraph explaining the system's purpose and a link to the 'Information Disclosure System' page. Below this, a section titled 'Information Disclosure System for Disability Welfare Services' provides details about the reporting requirements for businesses operating in Kyoto City.

身体拘束等の適正化のための取組が適切に行われていなかった

居宅 重訪 行動 就A 就B

○ 身体拘束適正化のための指針の整備

→ 必要な項目を盛り込み、身体拘束適正化のための基本方針を示す

○ 身体拘束適正化を検討する委員会の開催

→ 1年に1回以上開催すること。

(※1年度に1回、ではないことに注意!)

○ 身体拘束適正化のための研修の開催

→ 1年に1回以上開催すること。

(※1年度に1回、ではないことに注意!)

毎年、実施時期を定めておくなど、実施時期に御注意ください!

※ 上記すべてを満たしていない場合、基本報酬の減算となる。

虐待防止措置が 適切に行われていなかった

居宅

重訪

就A

就B

○ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催

- 1年に1回以上開催すること。（※1年度に1回、ではないことに注意！）
- 開催内容について、従業者に周知すること。
- 身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営も可。ただし、それぞれについて検討を行い、実施内容等の記録を行うこと。

○ 虐待防止のための研修の開催

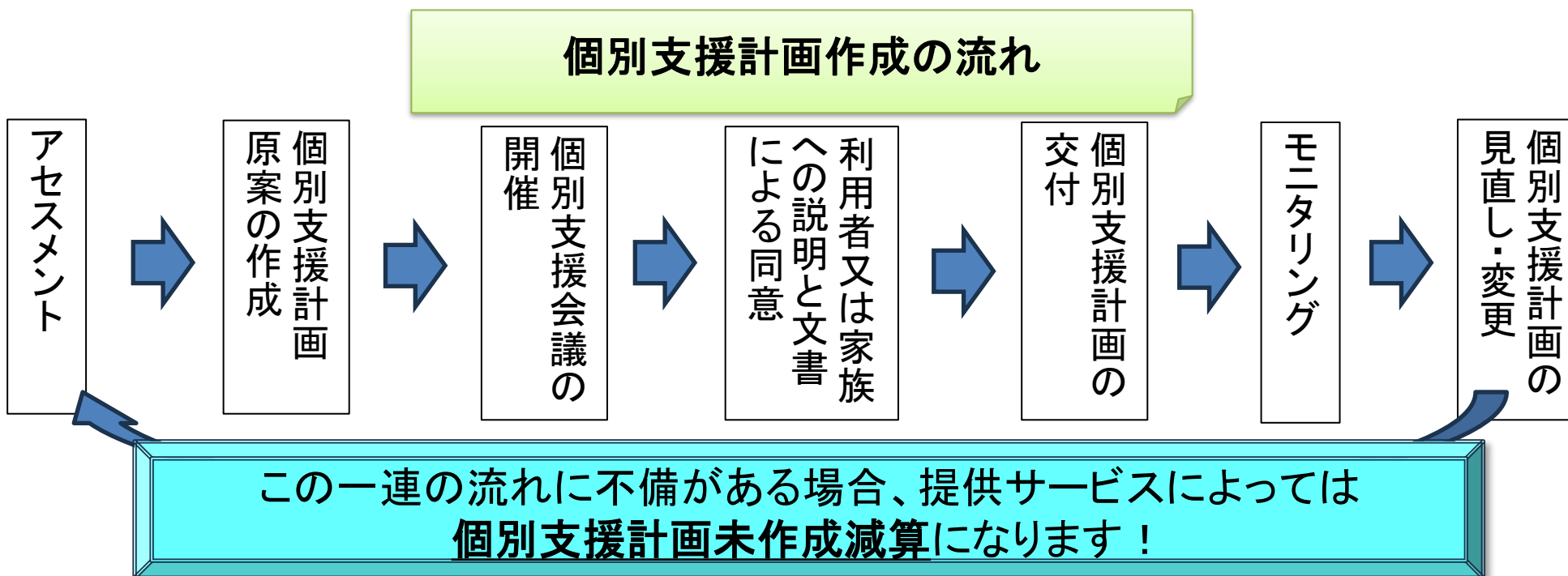
- 1年に1回以上開催すること。（※1年度に1回、ではないことに注意！）

※ 上記すべてを満たしていない場合、基本報酬の減算となる。

個別支援計画作成に係る手順及び記録の不備

居宅 重度 同行 行動 就B

- 説明及び交付ができていない場合、作成していないものと同じ
- 適切なアセスメントを行い、原案を作成→担当者会議の開催
- 個別支援計画の見直し・変更・モニタリング等



業務継続計画（BCP）の未策定

居宅 重訪 同行 就A 就B

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要案研修及び訓練を定期的実施すること。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

業務継続計画に記載する項目	
感染症	災害
○ 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ○ 初動対応 ○ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	○ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した際の対策、必需品の備蓄等） ○ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準・対応体制等） ○ 他施設及び地域との連携

法定代理受領通知の未交付

居宅 重度 同行 行動 就B

- 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る給付費の 総額を通知すること。
- 利用者負担額が0円の利用者についても、通知が必要

サービスの提供の記録について

居宅 重度

- サービスを提供した際は、支給決定障害者からサービスを提供したことについて 必ず確認を得ること。

その他就労継続支援事業所における指摘事項

- **雇用契約の締結について(就A)**
 - ・指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結すること。
- **スコア表について(就A)**
 - ・スコア表(様式2-1)内の評価項目の実施に不備があったため、修正のうえ、基本報酬の算定区分に関する届出書を提出すること。
- **施設外就労について(就B)**
 - ・施設外就労については、施設外就労先の企業と請負契約を締結すること。
- **工賃の支払いについて(就B)**
 - ・工賃規定を実態に即して改定し、利用者に周知するとともに、同規定に基づき、利用者に適切に工賃を支払うこと。

加算の算定誤りによる指摘事項①

○ 福祉専門職員等配置加算(就B)

・指定基準の規定により配置されている従業者のうち、算定に必要な要件を満たしている場合について算定すること

○ 欠席時対応加算(就A)

・加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定すること。

○ 送迎加算(就A)

・送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、「1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用」及び「週3回以上の送迎を実施」のいずれにも該当する場合に算定すること

○ 特定事業所加算(居宅・重訪・行動)

・厚労省大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、指定サービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い算定すること

加算の算定誤りによる指摘事項②

○ 初回加算(居宅・重訪)

- ・サービス提供責任者が同行した場合、同行訪問した旨を記録すること。

その他の指摘事項

○ 業務管理体制について（居宅・重訪）

- ・法令遵守責任者の選任についての届出書を、障害保健福祉推進室に速やかに提出すること。
 - 全ての事業所等が京都市内に存在する事業者は、届出先が京都市となります

事業所運営における留意事項

処遇改善加算の取扱いについて

- 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについては、下記国のQ & Aにもある通り、当該加算の趣旨を踏まえた適切な取組みの実施を御検討ください。

【参考】令和6年3月26日 厚生労働省 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ & Aより

Q. 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、新加算等により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。

A. 新加算等の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、当該加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、新加算等の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

サービスの提供の記録について

○ サービスを提供した際は、当該指定サービスの提供日、内容その他必要な事項を、**当該指定サービスの提供の都度、記録**しているか。

■ 記録が必要な事項

- ・ 当該指定サービスの提供日
- ・ サービスの具体的な内容
- ・ 実績時間数
- ・ 利用者負担額等、利用者へ伝達すべき事項 等

○ サービス提供の記録に際し、**利用者からサービスを提供したことについて確認を**
受けているか。

○ 利用者から、自身の受けたサービスの提供記録について開示の求めがあった場合、個人情報保護法（第33条第1項～第4項）に基づき、適切に対応すること。

電磁的記録の保存年限について

- 指定事業者及びその従業者は、作成、保全その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことが可能。

電磁的記録：電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）
による情報処理の用に供されるもの

- **保存期間は、紙の記録と同様に5年間。**
 - ・ 随時バックアップを行うなど、保存年限内にいつでもデータが取り出せるよう適切な管理が必要。

就労移行支援体制加算の見直しについて

改正の背景

この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があったことを受け、「一般就労への移行と真の定着」という本来の趣旨に則った運用が行われるよう、厳正化されたもの

改正1 年間算定人数に「定員上限」を適用

一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

改正2 過去3年間の算定実績者は「原則算定不可」

同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、算定不可



令和9年度の報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方は、国において改めて議論されることとなっています。